

茨城県報

第5445号

昭和41年10月20日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●家畜伝染病の発生転帰……………	1
●豚コレラ予防指定の一部改正(2件) ……	2
●木材業者等の登録(2件) ……	2
●茨城県営土地改良事業従事嘱託員設置規程	3
●増井地区土地改良事業の認可……………	5
●羽田地区土地改良事業の認可……………	5

(選挙管理委員会)

●直接請求等に際し連署を要する選挙権を 有する者の法定数……………	5
--------------------------------------	---

公 告

●米飯提供業者の登録……………	7
-----------------	---

●桂土地改良区役員の就退任……………	7
●那珂湊第一土地改良区役員の就退任……………	8
●鰯川土地改良区役員の就退任……………	9
●建築許可に関する聴聞(3件) ……	11
●昭和41年度茨城県職員上級採用試験合格 者……………	12
●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞…	14
●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞……………	15
●風俗営業者の行政処分に関する聴聞……………	15

辞 令

●小林正次ほか……………	16
--------------	----

雑 報

●地方職員共済組合役員の就任……………	17
---------------------	----

告 示

茨城県告示第1346号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生(決定)月日	発生頭数	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	10 月 7 日	33頭	殺処分 33頭	筑波郡伊奈村
〃	10 月 8 日	20〃	〃 20〃	結城市
〃	10 月 12 日	2〃	〃 2〃	北相馬郡取手町

累計 1,377頭

茨城県告示第1347号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定（昭和41年茨城県告示第999号）の一部を次のように改める。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 水戸市下国井町を削除する。

茨城県告示第1348号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定（昭和36年茨城県告示第1008号）の一部を次のように改める。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移入禁止区域中 静岡県掛川市及び栃木県真岡市を削除し、栃木県鹿沼市、神奈川県横浜市、川崎市、大和市、相模原市を加える。

茨城県告示第1349号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により下記の者を木材業者等として登録したので同条第3項の規定により公示する。

昭和41年10月20日

茨城県県北振興事務所長 岩 上 昌 夫

記

第 1 種 業 者 登 録

登 録 年月日	登 録 番 号	住 所 (所 在 地)	名 称	氏 名 (代表者) (氏 名)	営業所又は工場		備 考
					名 称	所 在 地	
昭和 41.10. 3	北振 第333号	東茨城郡常北町 大字石塚1441	仲 主 商 店	仲主卯之吉	前記に同じ	住所に同じ	素材生産業

第 4 種 業 者 登 録

昭和 41.10. 3	北振 第313号	東茨城郡常北町 大字上古内643	飯 田 製 材 所	飯田 繁	前記に同じ	常北町上古 内580	素材生産業 製 材 業
"	" 第314号	西茨城郡岩瀬町 西小嶋1615	(吉) 平野木工所	平野 吉春	"	住所に同じ	"

茨城県告示第1350号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、下記の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和41年10月20日

茨城県鹿行振興事務所長 黒 沢 猛 雄

（第三種郵便物認可）

記

第1種業者登録

登録 年月日	登録 番号	住 所 (所在地)	名 称	氏 名 (代表者 氏名)	営業所又は工場		業 種
					名 称	所在地	
昭和 41. 9. 28	鹿振 第67号	鹿島郡神栖村深芝 3344の31	佐加鞍産業 株式会社	鞍橋幸太郎	佐加鞍産業 株式会社	鹿島郡神栖 村深芝 3344の31	販売(小売)

茨城県告示第1351号

茨城県営土地改良事業従事嘱託員設置規程を次のように定める。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(設置)

第1条 茨城県営土地改良事業を適切かつ効率的に推進するため、土地改良事務所、土地改良事業所及び土地改良調査事務所(以下「事務所」という。)に、この規程の定めるところにより嘱託員をおく。

(職務)

第2条 嘱託員は、事務所の長(以下「事務所長」という。)の指揮監督のもとに県営土地改良事業及びこれに関連する業務に従事する。

(委嘱)

第3条 嘱託員は、土地改良区に勤務する職員のうちから土地改良区理事長の推薦に基づいて知事が委嘱する。

(推薦の手続)

第4条 土地改良区理事長は、前条の規定によりその職員を推薦しようとするときは、推薦書(様式第1号)に、当該推薦しようとする者にかかる次の各号に掲げる書類を添えて、関係事務所長に提出しなければならない。

(1) 履 歴 書

(2) 身 分 証 明 書

2 事務所長は、土地改良区理事長から推薦書の提出があつたときは、意見を付し、すみやかに知事に進達しなければならない。

(委嘱の期日)

第5条 嘱託員は、原則として毎年4月1日に委嘱する。

(身分)

第6条 嘱託員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員としての身分を有するものとする。

(報酬)

第7条 嘱託員には、日額500円の報酬を支給するものとする。

2 前項の規定による報酬の支給日は毎月21日とする。

（服務の心得）

第8条 嘱託員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 嘱託員は、常に職務の遂行に必要な知識及び技術の研さん習得につとめなければならない。

3 嘱託員は、学科及び実施についての必要な知識又は技術を習得するため、県が行なう研修会又は会議に出席しなければならない。

（勤務日誌）

第9条 嘱託員は、嘱託員勤務日誌（様式第2号。以下「勤務日誌」という。）に勤務状況を明確に記入し、毎月の勤務日誌を所属事務所長（以下「所属長」という。）の定める日までに所属長に提出し、その検印をうけなければならない。

（事務引継ぎ）

第10条 嘱託員は、退職するときはその日から5日以内に、担当業務の書類帳簿及び未決事項を後任者又は所属長に引継がなければならない。

（解職）

第11条 知事は、嘱託員が次の各号の一に該当する場合においては、解嘱することができる。

（1）第2条に規定する職務の執行を怠つた場合

（2）第8条の規定に違反した場合

（3）前2号に掲げるもののほか、嘱託員として不適当と認められる行為をした場合又は知事が嘱託員をおく必要がないと認めた場合

2 嘱託員が土地改良区の職員の身分を失つたときは、知事は嘱託員としての職を解くものとする。

（土地改良区理事長の通知）

第12条 土地改良区理事長は、嘱託員に委嘱されている土地改良区の職員を解職しようとするときは、あらかじめ関係事務所長に通知するものとする。

2 事務所長は、前項の通知があつたときには、すみやかに知事に通知しなければならない。

様式第1号

昭和 年 月 日

茨城県知事 殿

土地改良区理事長

㊟

推 薦 書

下記の者を茨城県営土地改良事業従事嘱託員設置規程による嘱託員に委嘱下さるよう、別紙関係書類を添えて推薦いたします。

記

職 名

氏 名

（第三種郵便物認可）

様式第2号

昭和 年 月 日起

嘱託員勤務日誌

〇〇土地改良事務所

嘱託員氏名

勤務年月日	曜日	従事事項	点検			備考
			年月日	注意事項	検印	

茨城県告示第1352号

昭和41年7月9日付東常北発第510号をもつて常北町長大高秀男から申請のあつた増井地区土地改良事業については、昭和41年10月20日認可したから土地改良法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1353号

昭和41年5月25日付大経発第100号をもつて大和村長千勝堅から申請のあつた羽田地区土地改良事業については、昭和41年10月20日認可したから土地改良法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第29号

直接県住民による県条例の制定または改廃請求、県事務等の監査請求及び県議会の解散請求並びに県議会議員、知事、副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員、県公委委員会の委員及び県教育委員会の委員の各解職請求のさいにおいて、連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

昭和41年10月20日

茨城県選挙管理委員会

委員長 松 野 貞 夫

1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定または改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 25,570人

2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 25,570人

3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 426,157人

4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

水戸市選挙区	33,606人	笠間市	6,338
日立市	37,663	東茨城郡南部	20,945
土浦市	17,439	東茨城郡北部	5,203
古河市	10,638	西茨城郡	11,821
石岡市	7,825	那珂郡	21,173
下館市	10,582	久慈郡	13,230
結城市	7,735	鹿島郡	22,766
竜ヶ崎市	7,626	行方郡	13,685
那珂湊市	6,889	稲敷郡	23,672
下妻市	5,863	新治郡	16,904
水海道市	7,697	筑波郡	18,712
常陸太田市	7,679	真壁郡	14,699
勝田市	10,851	結城郡	10,036
高萩市	8,268	猿島郡	23,214
北茨城市	10,532	北相馬郡	12,877

5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 426,157人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

426,157人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

426,157人

公 告

●米飯提供業者の業者登録について

食糧管理法施行規則（昭和22年農林省令第103号）第35条の4第1項の規定にもとづき次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
南振第734号	41.10.1	土浦市匂町3118番地	まとい 鮭 牛 込 敏 夫
" 735	"	" 神立町650番地	日立製作所足立工場 土浦分工場従業員食堂 田 所 忠 夫
" 736	"	稲敷郡河内村大字長竿 170の5番地	やなぎや 柳 町 よ し
" 737	"	北相馬郡取手町取手乙977番地	ふみよ食堂 中 島 き く よ
" 738	"	" " 乙923番地の1	多々ずし 田 中 勇
" 739	"	" " 乙977番	木 村 屋 木 村 兼 太 郎
" 740	"	" " 乙851の1番地	さかえや 佐々木 ハ ル 子
" 741	"	" " 稲1340番地	アジアカントリ（内）海老寿し 斎 藤 司 郎
西振 592	41.9.20	水海道市宝町2801	匆 か ら 五 木 田 照 夫
" 593	41.10.3	古河市原町409番地	栄 楽 嶋 野 吉 栄

●桂土地改良区役員の就退任

東茨城郡桂村阿波山に事務所をおく桂土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年10月20日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 村 清

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡桂村大字赤沢 455	理 事	所 幸 一	
" " 大字上阿野沢421	"	所 章 治	
" " 大字下阿野沢249	"	高 土 重 雄	
" " 大字阿波山 912	"	大 越 猛 彦	
" " " 1035	"	三 村 時	
" " 大字高久 373の1	"	掛 札 美代寿	
" " 大字北方1006	"	広 木 昇	
" " 大字高根 15	"	平 賀 義 厚	
" " 大字上坪 371	"	大 森 三千三	
" " " 1397	"	大 森 藤 和	

（第三種郵便物認可）

東茨城郡桂村大字下坪1633	理 事	和 田 信 義
〃 〃 大字栗 1508	〃	杉 山 宗 一
〃 〃 大字下坪2784	〃	峯 島 一
〃 常北町大字石塚1529	〃	安 藤 弘
〃 〃 〃 1527	〃	海老根 義 夫
〃 桂村大字栗847, 848	監 事	広 木 香
〃 〃 大字下阿野沢485	〃	関 信

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡桂村大字上坪 371	理 事	大 森 三千三	理 事 長
〃 〃 大字阿波山 912	〃	大 越 猛 彦	
〃 〃 〃 1035	〃	三 村 時	
〃 〃 大字下阿野沢1115の1	〃	高 堀 明	
〃 〃 大字上阿野沢421	〃	所 章 治	
〃 〃 大字赤沢 455	〃	所 幸 一	
〃 〃 大字高根 15	〃	平 賀 義 厚	
〃 〃 大字北方1006	〃	広 木 昇	
〃 〃 大字高久 716	〃	加 藤 慶 康	
〃 〃 大字栗847, 848	〃	広 木 香	
〃 〃 〃 472	〃	勝 村 三 郎	
〃 〃 大字下坪2732	〃	加藤木 誠	
〃 〃 〃 1713	〃	桐 原 三 雄	
〃 常北町大字石塚1527	〃	海老根 義 夫	
〃 〃 大字春園 199	〃	綿 引 富 雄	
〃 桂村大字阿波山 811	〃	小 林 清	
〃 〃 大字上坪 242	〃	木 村 一 中	
〃 常北町大字勝見沢 3	〃	大 高 秀 男	
〃 桂村大字下阿野沢417	監 事	船 橋 行 雄	
〃 〃 大字上坪 542	〃	大 津 通 晃	
〃 〃 大字北方1647	〃	小 林 三 次	

●那珂湊第一土地改良区役員の就退任

那珂湊市和田の上に事務所をおく那珂湊第一土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年10月20日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 村 清
記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂湊市部田野 842	理 事	黒 沢 英 雄	
〃 〃 713	〃	磯 崎 重 治	
〃 〃 283	〃	鬼 沢 幸 秋	
〃 〃 1422	〃	鬼 沢 慶 治	

那珂湊市部田野 831	理 事	飛 田 勝 信
" 柳沢 432	"	海 野 敬 一
" " 591	"	鴨 川 勝 雄
" " 509の1	"	鴨 川 昇 雄
" " 404	"	片 岡 恒 雄
" " 485	"	生田目 勇 作
" 阿字ヶ浦町184	"	黒 沢 勝 市
" 国神前8433	"	橋 本 三 郎
" 部田野 90	監 事	横須賀 淳
" 柳沢 554	"	鴨 川 浩
" 阿字ヶ浦町332の1	"	小 池 兵 吉

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂湊市平磯町 225	理 事	薄 井 与兵衛	理 事 長
" 部田野 842	"	黒 沢 英 雄	
" " 713	"	磯 崎 重 治	
" " 1422	"	鬼 沢 慶 治	
" " 283	"	鬼 沢 幸 秋	
" " 831	"	飛 田 勝 信	
" 柳沢 432	"	海 野 敬 一	
" " 591	"	鴨 川 勝 雄	
" " 509の1	"	鴨 川 昇 雄	
" " 404	"	片 岡 恒 雄	
" " 485	"	生田目 勇 作	
" 阿字ヶ浦町184	"	黒 沢 勝 市	
" 国神前8433	"	橋 本 三 郎	
" 部田野 90	監 事	横須賀 淳	総 括 監 事
" 柳沢 554	"	鴨 川 浩	
" 阿字ヶ浦町332の1	"	小 池 兵 吉	

●鰯川土地改良区役員の就退任

鹿島郡鹿島町大字鰯川に事務所をおく鰯川土地改良区から、下記のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年10月20日

茨城県鹿島土地改良事務所長 大 森 実

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字鰯川 413	理 事	大久保 忠 三	理 事 長
" " 大字泉川1485の1	"	大 川 勇 治	
" 神栖村大字下幡木834の1	"	沼 田 謙 司	
" 鹿島町大字鰯川 417	"	内 野 子之助	
" " 439	"	橋 本 甚 吾	

鹿島郡鹿島町大字国末1949	理 事	小 田 留 吉
" " 大字谷原 226	"	戸 田 藤 助
" " 大字佐田 101	"	吉 泉 良 助
" " 大字泉川1748の8	"	内 野 正 夫
" " 大字平井 460の2	"	須之内 熊 吉
" 神栖村大字鰐川 69	"	大 川 留 吉
" " " 751	"	木 内 勝 藏
" " " 778	"	喬 木 貞 夫
" " 大字下幡木840	"	立 花 快 男
" " 大字奥野谷6225	"	名 雪 芳 松
" " 大字深芝3671の2	"	島 田 豊 一
" " " 3231	"	牛 尾 亥之助
" " " 2896の1	"	野 口 成 治
" " 大字居切1911の22	"	大 竹 平 作
" " 大字平泉2402	"	石 津 静 次
" " 大字下幡木868	監 事	沼 田 松 次
" " 大字深芝3344の10	"	高 柳 剛 縫
" 鹿島町大字谷原 842の2	"	方波見

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鹿島町大字鰐川 413	理 事	大久保 忠 三	理 事 長
" " 大字泉川1485	"	大 川 勇 治	
" 神栖村大字下幡木863の1	"	立 花 利 雄	
" 鹿島町大字鰐川 425	"	根 本 長 吉	
" " " 443	"	岡 田 富 雄	
" " 大字国末1949の1	"	小 田 留 吉	
" " 大字平井 469の1	"	吉 井 芳 雄	
" " 大字谷原 249	"	野 口 四 郎	
" " 大字泉川1663	"	秋 山 朝五郎	
" 神栖村大字末川 784	"	高 清	
" " " 771	"	関 口 弥太郎	
" " " 104	"	給 前 定 之	
" " 大字深芝3650	"	山 本 武 夫	
" " " 3330	"	五十嵐 清	
" " 大字奥野谷6224の39	"	塙 正	
" " 大字平泉2493	"	池 田 昇 司	
" " " 外12入会388の2	"	伊 藤 孝 一	
" " 大字深芝2512	"	正 木 淳 一	
" " 大字下幡木 901の1	"	石 津 一 郎	
" 鹿島町大字下塙 993	"	根 本 健	
" 神栖村大字下幡木 814	監 事	古 德 平兵衛	
" " 大字深芝3563	"	池 田 省 三	
" 鹿島町大字谷原 318	"	小 川 進	

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年11月2日 午後2時
聴 聞 場 所 勝田市大字馬渡字向野2898
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
床面積の合計が50 m^2 をこえる自動車車庫(車庫の新築)
申請者住所氏名 水戸市大町2の3の19
高倉建設K.K. 高 倉 正 夫
建築物構造規模 木造平家建セメント瓦葺324 m^2 新築
建築物の位置 勝田市大字馬渡字向野2898
敷 地 面 積 2889.82 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年11月1日 午前11時
聴 聞 場 所 日立市助川町1丁目2659の1
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
床面積の合計が50 m^2 をこえる自動車車庫(車庫の新築)
申請者住所氏名 日立市助川町1の8の16 益 子 宗 一
建築物構造規模 木造平家建鉄板葺132.07 m^2 新築
建築物の位置 日立市助川町1丁目2659の1
敷 地 面 積 510.42 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和41年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和41年11月1日 午後2時
聴 聞 場 所 日立市幸町2の18の6

聴聞事項 工業地域内において下記の建築物の許可に関すること。

既存建築物を料理店に用途変更する。

申請者住所氏名 日立市幸町2の18の6 富所 金太郎

建築物構造規模 木造平家建セメント瓦葺49.95 m^2 既存(用途変更)

建築物の位置 日立市幸町2の18の6

敷地面積 114 m^2

●昭和41年度茨城県職員採用上級試験合格者

上記試験の合格者を、昭和41年10月12日次のとおり決定しました。

昭和41年10月20日

茨城県人事委員会

(事務)

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
あ 2	五来 義忠	あ 173	寺門 喜勝	あ 374	猪瀬 侃男
あ 5	平山 恒夫	あ 180	三輪 俊明	あ 377	三枝 常志
あ 8	小野 喜昭	あ 181	田山 紘一	あ 398	谷津 健一
あ 12	宇野 重敏	あ 193	原田 憲治	あ 401	松本 昭一
あ 15	斎藤 勝彦	あ 212	益子 宏	あ 402	大野 平
あ 30	富永 信一	あ 226	石川 亨	あ 405	茅根 杉生
あ 46	菅井 正子	あ 229	綿引 典之	あ 427	堀江 秀男
あ 51	戸部 真	あ 240	飯田 士朗	あ 439	吉波 久
あ 53	松本 正宏	あ 247	谷田部 守	あ 441	小島 和之
あ 64	長谷川 武	あ 248	木村 元三	あ 467	山中正孝
あ 77	前野 哲也	あ 249	笹島 文男	あ 491	小沼 驍
あ 83	金谷 重勝	あ 272	湯浅 加次央	あ 511	岩間 靖彦
あ 92	斎藤 亨	あ 282	加藤 泰敬	あ 516	井坂 宣清
あ 102	山口 忠厚	あ 286	田尻 智也	あ 541	岩原 四郎
あ 109	林 博義	あ 296	仕黒 敏男	あ 544	望月 幸雄
あ 117	正岡 一男	あ 332	山野辺 千秋	あ 554	依田 連
あ 122	広瀬 邦弘	あ 337	井上 紀治	あ 569	太田 忠男
あ 130	川井 康雄	あ 361	高丸 康子		
あ 133	木村 和夫	あ 364	千田 健司		
				以上	55名

(農 業)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
い 7	平 沢 信 夫	い 31	川 崎 昇 三	い 72	芹 沢 拙 夫
い 8	石 川 巖	い 43	相 馬 俊 英		
い 26	小 野 武	い 64	松 井 武 彦		以上 7名

(農芸化学)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
う 17	小 杉 伸 志	う 21	栗 山 康 大	う 41	塩 沢 尚 文
					以上 3名

(蚕 糸)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
え 4	小 嶋 桂 吾	え 6	根 立 政 美	え 7	福 原 好 信
					以上 3名

(水 産)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
お 11	高 橋 昭 夫	お 18	熊 丸 敦 郎	お 25	児 玉 正 碩
お 13	高 瀬 英 臣				以上 4名

(農業土木)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
か 1	伴 場 省 三	か 19	堀 田 政 義	か 37	長谷川 親 義
か 11	西 川 政 一	か 27	鈴 木 国 幹	か 39	高 山 健
か 12	明 壁 哲 夫	か 32	藤 根 毅	か 49	工 藤 広 文
か 16	雨 沢 誠	か 35	篠 崎 照 秀	か 55	原 周 二
					以上 12名

(土 木)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
き 4	川 又 功 男	き 31	山 口 忠 男	き 44	根 本 恭 秀
き 6	富 田 貢	き 34	野 尻 昭 夫	き 45	大 津 英 雄
き 8	庄 司 武 史	き 35	篠 原 千 尋	き 47	若 林 規
き 11	大 森 秀 一	き 39	竹 下 哲 男	き 51	森 山 務
き 17	二 瓶 義 正	き 42	天 野 隆 司	き 52	成 塚 正 義
き 20	岩 間 明 宏	き 43	福 本 俊 彦	き 54	飯 沼 武 近
き 29	菅 谷 隆				以上 19名

(建 築)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
く 1	山野辺 巖	く 7	高 橋 充	く 8	小田島 章
く 6	浅 浪 晃				以上 4名

(機 械)

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
け 6	林 武 光	け 22	新 井 勝 喜	け 30	井 沢 徹
け 11	車 田 治 平				以上 4名

●自動車等運転者の行政処分に関する聴聞

道路交通法第104条の規定による自動車等運転者行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年10月20日

茨城県公安委員会 委員長 宮 崎 慶 一 郎

- 1 期 日 昭和41年10月27日
- 2 聴聞場所 茨城県庁本庁舎第4委員会室
- 3 住所氏名

稲敷郡阿見町大字小池896	吉 田 照 彦
土浦市小岩田町1495	矢 口 和 好
新治郡新治村大字本郷1268—2	根 本 秀 男
〃 出島村八千代台 養蚕飼育所内	田 畑 和 夫
鹿島郡神栖村息栖大野原3899	茂 木 美 智 男
真壁郡真壁町大字古城51	田 崎 豊 彦
猿島郡猿島町大字山800	中 山 政 治
〃 境町大字若林	壘 義 男
古河市大字古河4069	広 瀬 徹
〃 大字原330	磯 山 謙 次
〃 大字古河6075—1	岡 島 一 郎
猿島郡総和村大字水海118	山 中 正 義
〃 〃 大字前林1730	宇 都 木 浩
結城市大字北南茂呂1769—3	青 木 藤 夫
〃 大字上山川2095	岩 崎 光 司
〃 大字結城6150	増 山 弘
北相馬郡守谷町大字野木崎1696	鈴 木 徹
北茨城市磯原町磯原169	福 田 政 治
久慈郡大子町大字町付2068—1	菊 池 吉 夫

下館市大字川澄 2	小 島 弘
水海道市中妻町2503	倉 持 勉
竜ヶ崎市泉町966	塚 田 赫 治
日立市留町 8	大 内 勲
〃 城南町 3 丁目 2 番17号	木 村 重 夫
〃 幸町 2 丁目 8 番11号	木 下 正 治
〃 金沢町513	河 又 保
常陸太田市島町2166	大 内 瑞 穂
西茨城郡大字鯉淵6298	橋 本 進
〃 友部町大字南友部1866	滝 本 勝 幸
勝田市大字足崎1251	菊 池 勘 一
〃 大字武田830	大 谷 春 男
東茨城郡大洗町磯浜688	坂 本 金 寿
水戸市渡里町2133	沼 田 幸 男
〃 五軒町 1 - 4	菊 池 博 光
那珂郡大宮町上町1051	相 田 俊 作

●銃砲所持者の行政処分に関する聴聞

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の規定により銃砲所持者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年10月20日

茨城県公安委員会 委員長 宮 崎 慶 一 郎

- 1 聴聞期日 昭和41年10月27日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部
- 3 被聴聞者 久慈郡大子町大字小生瀬2417番地 菊 池 力 義

●風俗営業者の行政処分に関する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により風俗営業者の行政処分に関する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和41年10月20日

茨城県公安委員会 委員長 宮 崎 慶 一 郎

- 1 聴聞期日 昭和41年10月27日
- 2 聴聞場所 茨城県警察本部
- 3 被聴聞者 常陸太田市西二丁目2182番地の13 二階堂 カホル
水戸市河和田町2018番地 谷 津 陽 江

水戸市東原町5018番地

五十嵐 侑子

水戸市渋井町741番地

中島 美代子

結城市大字結城7621番地

株木 ちよ

辞 令

(昭和41年10月13日付) 茨城県

茨城県監査委員に選任する

常勤とする

小林 正次

配置換 17人

新	現	職	氏 名
農林水産部長	農林水産部次長 兼農業改良課長	事務吏員	田口 正信
開発部次長	開発部 鹿島開発第二課長	同	菊池 不二夫
農林水産部次長 兼農業改良課長	開発部開発第一課長	同	森田 美比
総務部総務課長	民生部 国民健康保険課長	同	丹 清
開発部開発第一課長	商工労働部工業課長	同	萩原 正信
同 鹿島開発第二課長	開発部鹿島開発第二 課課長補佐	同	北川 一男
民生部 国民健康保険課長	自治省財政局財政課 課長補佐	同	桜井 昭次
衛生部保健予防課長	厚生省公衆衛生局結 核予防課課長補佐	技術吏員	島田 晋

出 向 (昭和41年10月12日付)

新	現	職	氏 名
茨城県監査委員	総務部総務課長	事務吏員	身内 正太郎

(監査委員事務局長に就任)

勇 退 (昭和41年10月12日付)

現	職	氏 名
農林水産部長	技術吏員	染野 敏

退 職 (昭和41年10月12日付)

現	職	氏 名
自治省へ割愛 (自治省財政局公営企 業第一課課長補佐)	開発部 鹿島開発第一課長	事務吏員 井上 孝男
厚生省へ割愛 (厚生省環境衛生局 水道課課長補佐)	衛生部保健予防課長	技術吏員 山本 宜正

雑 報

●地方職員共済組合役員の就任

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律 第152号）第14条第 4 項の規定に基づき，地方職員共済組合の役員の就任を次のとおり公告する。

昭和41年10月20日

地方職員共済組合

理 事 長 荻 田 保

就 任

理 事 （非常勤）

丸 山 康 雄

（昭和41年10月 4 日付）

~~~~~

＊ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ＊

## ◆ 茨 城 県 報 ◆

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は，昭和40年5月1日から送料とも1ヵ月150円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 5 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

印刷所 茨 城 県 印 刷 所